

令和5年 5月16日
(2023年)

**新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更を踏まえた
新型コロナウイルス感染症対応関連通知の廃止について**

本市における新型コロナウイルス感染症に係る工事及び業務の対応については、これまで適切な対応をお願いしてきたところですが、令和5年5月8日に、感染症法における新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に変更され、また、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(国土交通省)が廃止されたことを踏まえ、別紙に示す新型コロナウイルス感染症対応関連通知につきましては、廃止いたします。

なお、位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方等については、政府より「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について(令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供)」(令和5年3月31日)※の通り示されていますので、ご参照ください。

※https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_info.pdf 新型コロナウイルス等感染症対策推進室(内閣官房)

都市計画課 設計技術管理室 担当 神谷、山谷、黒田 TEL 220-2375 FAX 222-5119
--

(別紙)

新型コロナウイルス感染症対応関連通知 一覧

- ◇ 新型コロナウイルス感染症に係る工事及び業務の対応について
(令和2年4月15日付け発都号外)
- ◇ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等の徹底について
(令和2年4月22日付け発都第14号)
- ◇ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等の徹底について
(令和2年8月12日付け発都号外)
- ◇ 新型コロナウイルス感染症に係る工事及び業務の対応について
(令和3年4月16日付け発都号外)

(参考)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の 基本的な感染対策の考え方【概要】

①基本的な感染対策の考え方

○マスクの着用

個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面では、マスクの着用を推奨^{*1}。

※1 「マスク着用の考え方の見直し等について」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和5年2月10日）を参照。

○手洗い等の手指衛生、換気

新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として引き続き有効。

○「三つの密」の回避、人と人との距離の確保

流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）。

②基本的な感染対策の実施に当たっての考え方

感染対策の見直しに当たっては、以下のように、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮。

- ・ウイルスの感染経路等を踏まえた期待される対策^{*2}の有効性

※2 飛沫感染対策、エアロゾル感染対策、接触感染対策

- ・実施の手間、コスト等を踏まえた費用対効果
- ・人付き合い、コミュニケーションとの兼ね合い
- ・他の感染対策との重複、代替可能性 など

【廃止】

新型コロナウイルス感染症に係る工事及び業務の対応の概要

1. 受発注者による協議と受注者の希望に応じた一時中止措置等

工事及び業務については、今後の対応について受発注者による協議^(※1)を行う。受注者から一時中止や工期の延長の希望がある場合には、受注者の責に帰すことができないものとして、契約書に基づき一時中止や設計図書等の変更を行う。この場合、必要に応じて請負代金額の変更又は工期の延長を行うなど、適切に対応する。

なお、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、コロナ禍においても事業の継続が求められるものとして公共工事が挙げられており、工事を継続する前提で協議を行う。

※1 受発注者間の日常のコミュニケーション等を含む。

2. 感染拡大防止対策に係る設計変更

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行う。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については設計変更を行い、請負代金額の変更や工期の延長を行う。

3. 感染者又は濃厚接触者が発生した場合の対応

別紙「工事等の一時中止措置等対策フロー」のとおり。

4. 建設現場等における感染拡大防止措置等について

別紙「感染拡大防止措置等について」のとおり。

【廃止】

別紙

■工事等の一時中止措置等対策フロー

- ①受発注者による協議（受発注者間の日常のコミュニケーション等を含む）
⇒ 受注者から工事等の一時中止等の希望があった時、又は、工事等関係者に感染者等が発生（受注者は、担当課へ速やかに報告）
- ②担当課は、監理課又は企業総務課及び設計技術管理室へ報告
- ③担当課は、状況を確認の上、必要に応じて工事等の一時的な中断を受注者に指示
- ④受注者は、感染拡大防止対策計画書（任意様式）を担当課へ提出
※工事等の中止・継続の意思、感染状況、作業員等の補充可否、現場の消毒状況、拡大防止策、地元対策等を記載
- ⑤受注者及び担当課は、協議により工事等の一時中止の妥当性を確認
※一時中止する場合は、一時中止期間等を設定
- ⑥担当課は、一時中止することを監理課又は企業総務課に文書にて依頼
※設計技術管理室に報告
- ⑦監理課又は企業総務課は、一時中止を受注者に通知
- ⑧受注者は、現場の安全確保のための必要な措置を講じた上で、工事等を一時中止

※状況が改善し、受注者が工事等の再開を希望する場合

- ⑨受注者は、感染拡大防止対策計画書を更新して担当課へ提出
- ⑩受注者及び担当課は、協議により工事等の再開の妥当性を確認
※再開する場合は、再開日を設定
- ⑪担当課は、工事等を再開することを監理課又は企業総務課に文書にて依頼
※設計技術管理室に報告
- ⑫監理課又は企業総務課は、工事等の再開を受注者へ通知
- ⑬受注者は、工事等を再開

【廃止】

別紙

■ 感染拡大防止措置等について

- 1 マスクの着用、アルコール消毒液の設置、不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗いの励行など、感染予防の徹底をお願いします。
- 2 密閉空間、密集場所、密接場面を避ける行動の徹底をお願いします。
特に、これら「3密」に該当しやすい現場事務所等での各種打合せ、食事・休憩、安全教育などは、換気を徹底し、又は屋外や少人数で行うなど、特に配慮をお願いします。
また、現場確認のリモート化（遠隔臨場）等の活用により、対面での打合せや立会いを必要最小限としていただきますようお願いいたします。
- 3 新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者がいることが判明した場合は、速やかに受注者から発注者に報告するとともに、保健所等の指導に従い、対象者の自宅待機など適切な措置を講じるようお願いいたします。
- 4 感染拡大防止対策の徹底については、受発注者双方において「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和5年3月13日改訂版）」（※1）及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページ（※2）において公表されている各業種のガイドラインも参考としてください。

※1 <https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001593494.pdf>（国土交通省）

※2 <https://corona.go.jp/>（内閣官房）